

事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 24 日

公益社団法人宮城県トラック協会 ご担当者 様

東北運輸局総務部総務課

マイナンバー制度の施行に向けた準備等について

マイナンバー制度については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」（以下「番号法」という。）に基づき、本年 10 月以降、全国民に個人番号が付番され、来年 1 月からマイナンバーの利用及び個人番号カードの交付開始が予定されています。これを受け、行政機関、事業者等において、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を取り扱う全ての者に番号法が適用され、厳格な取扱いが求められることとなります。

今般、総合政策局情報政策課より別添「マイナンバー制度の施行に向けた準備等について」及び「マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報等について」の通知がございましたのでお知らせいたします。

【参考】

[内閣官房の Web サイト]

- ・マイナンバー 社会保障・税番号制度のトップページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

- ・マイナンバー制度 概要資料

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702\\_gaiyou\\_siryuu.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryuu.pdf)

- ・事業者向けマイナンバー資料

[http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/j\\_koho\\_setumei\\_h2702.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/j_koho_setumei_h2702.pdf)

[特定個人情報保護委員会の Web サイト]

- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261218guideline.pdf>

- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>

[政府広報オンラインの Web サイト]

- ・社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞ 法人向けご案内のページ

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/corp/>



事務連絡

平成27年4月16日

関係各位

総合政策局情報政策課

「マイナンバー制度の施行に向けた準備等について」

マイナンバー制度については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）に基づき、本年10月以降、全国民に個人番号が付番され、来年1月からマイナンバーの利用及び個人番号カードの交付開始が予定されています。

本年3月27日に開催された第61回各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、内閣官房社会保障改革担当室より、（別添1）のとおり、各府省に対して、マイナンバー制度の施行に向けた準備について、依頼がありましたので、各局等におかれましては、依頼事項の1）2）について、下記を参考に、適切な対応方をお願いいたします。

なお、マイナンバー制度については、人事・会計・共済等の事項に応じ、内閣官房や関係省庁から指示等があると考えられますので、御留意願います。

記

1) 各府省（特に人事・会計・共済・システム担当部署等）での確実な導入準備

- ・ 貴管下職員に対し、マイナンバー制度及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体等編）」の周知をお願いします。
- ・ 税・社会保障等に関係した事務で個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務については、安全管理措置等を踏まえたシステム改修や職員研修等の必要な準備に遺漏がないよう、担当者への周知徹底をお願いします。

2) -1 貴管下関係業界団体に対する周知等について

- ・ 貴管下関係業界団体に対し、マイナンバー制度及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の周知、同団体における導入準備の確実な実施、傘下会員への周知について、依頼をお願いします。
- ・ 関係業界団体への周知等にあたっては、（別紙1）をご活用下さい。



## 2) -2 貴管下独立行政法人に対する周知等について

- ・ 貴管下独立行政法人に対し、マイナンバー制度及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体等編）」の周知並びに導入準備の確実な実施について、依頼をお願いします。
- ・ 独法への周知等に当たっては、（別紙2）をご活用下さい。

連絡先：総合政策局情報政策課

（長谷、伊藤、鳥飼、菊地）

電話：03-5253-8111

（内線 28-123、28-121、28-124、28-511）

e-mail：hase-m2ts@mlit.go.jp

itoh-f25k@mlit.go.jp

torikai-j279@mlit.go.jp

kikuchi-y28x@mlit.go.jp